

Title	少数民族問題：ヨーロッパにおける少数民族としてのドイツ人問題
Sub Title	
Author	加田, 哲二
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1940
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.34, No.3 (1940. 3) ,p.323(1)- 368(46)
JaLC DOI	10.14991/001.19400301-0001
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19400301-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

報時策政會社

(月三年五十和昭) 號四十三百二第

昭和十四年社會運動概觀特輯

厚生行政	秋葉保廣
産業労働	永野順造
無産政黨運動	畑中正壽
労働組合運動	中川賢一
労働争議	西實
農業問題	宮本倫彦
農民運動	山本巖
勞務者教育	相原義夫
資料	岡崎文規
求職票(現はれたる職業婦人(下))	

定價 五錢 拾五錢 匣五錢 送料 發行所 東京芝區芝公園六號

三田學會雜誌 第三十四卷 第三號

少數民族問題

——ヨーロッパにおける少數民族としてのドイツ人問題——

加田 哲 二

今次のヨーロッパ戦争におけるドイツ側の理由として挙げられてゐるものに、ドイツ民族問題がある。アドルフ・ヒットラーは、一九三九年十月六日の演説の中で、次のやうにいつてゐる。

「ヨーロッパの東方と南方は、廣範圍に互つて、ドイツ民族のいはば破片によつて、充滿されてゐる。そして、これらの破片は、いまやその生存が維持され得ない状態にある。彼等の存在そのものの中に、不斷の國際的擾亂の原因と理由とが潜んでゐる。民族主義と人種の理想の旺盛な現代において、高度に發達せる民族に屬する人々を問題なく同化し得ると信ずるのは空想である。それゆゑ、ヨーロッパの生活を遠き將來にまで互つて秩序づけ

少數民族問題

1 (三三三)

んとするならば、これらの地方に居住關係の調整を行ひ、かくてヨーロッパの紛争の原因の少くも一部分を除去することが必要である。」

この演説は、ドイツ軍のポーランド攻略後になされたものであるが、ポーランドにおけるドイツ民族問題については、次のやうにいつてゐる。

「事實、この新たなる國家と稱せられる機構を取巻く諸情勢は、民族問題に關する限り、現在まで明瞭にされ得なかつたのである。ポーランド領土の民族別構成に關する統計が、過去も現在も如何に甚しく眞實に遠きものであるか、従つて役に立ち得ないものであるかを理解するには、ポーランドの國勢調査方法に關する若干の知識が必要である。一九一九年に、ポーランドは、彼等が九五パーセントの多數を占めると稱する地域を要求した。例へば、東プロシヤのごときであるが、後に人民投票が示したやうに、實際は、ポーランド人は、二パーセントに達してゐるに過ぎない。結局以前のロシア、オーストリア、及びドイツの若干の領土を包含する國家が創設されたが、そこではポーランド人に非ざる人間は、野蠻に虐待され、壓迫され、拷問された。」

ドイツ側の主張は、ポーランドにおいて、かかる民族關係の不合理を訂正せんとするものである。従つて、ドイツは、ポーランドに關する民族的調整の問題を「ドイツの勢力範圍の關する限り」次のやうに、提案してゐる。

「一、歴史的、人種的及び經濟的能力を尊重するドイツ國境の劃定。

二、かなりの程度の安寧と秩序とを回復することによつて全領土を平穩化する。

三、ドイツ國に對してのみならず、全勢範圍に對しても、絶對的な保障安全をなすこと。

四、文化および文明を含む經濟生活、産業および運輸の復興と再組織。

五、最も重要な任務として、人種關係の新秩序の建設。換言すれば、諸民族の居住關係を調整して、その結果終局においては、今日におけるよりも、良好なる分界線が得られるやうにすること。」

このポーランド問題に對するドイツのポーランド攻略後の提案は、以上のやうに廣汎なものであるが、イギリス側も、ポーランド問題が險惡の觀を呈して來たとき、その解決について、ドイツ側に問題解決案を呈示してゐる。

「英國政府よりヘンダーソン駐獨大使に通達された八月三十一日付メッセージ」(英國青書)と稱するものが、これである。このメッセージの中には、十六ヶ條の提案があるが、いま、その重なるものを摘出して置かふ。

- 一、ダンチヒ市は、同市の純粹のドイツ人的性質に鑑み、ドイツ國に返還すべきこと。
- 二、バルト海からマリエンヴェルデルク・グラウデンツ・クルム・プロムベルク線(これらを含む)に到り、それより西折して、ショーランランケに達する所謂廻廊地方は、ドイツに屬すべきか、ポーランドに屬すべきかを自ら決定すべきこと。

三、この目的のために、この地方に人民投票を行ふべきこと。次の者に選舉權を與ふること。即ち一九一八年一月一日この地方に居住してゐたか、或ひはその時まで該地方で生れたドイツ人全部、及び上記の日に、この地に居住してゐたか、あるひは、同日迄に、その地で生れたポーランド人、カツエーブ人等についても同様で

ある。

四 地域的にポーランド人の居住地に限られる限り、根本的にポーランドの主権下にある地方を構成するポーランドの海港グヂニヤは、上述の地方より除外せらるべきこと。

五 六、七、八 略

九 廻廊がドイツに返還される場合には、ドイツ國は、ポーランドと人民交換の手續をとる権利を宣言する。廻廊の性質は、その上人民交換に適してゐるが故である。

一〇、一一、一二 略

一三 ドイツ國政府はポーランドのドイツ少數民族の取り扱ひに對して、最も激烈な苦情を言はざるを得ないから、またポーランド政府の側からも、ドイツに對して苦情を訴へざるを得ないと感じてゐるから、兩者は、これらの苦情を國際調査委員會に附議することに同意する旨宣言すること。該委員會の任務は、經濟的または、物質的損害およびその他各種のテロ行爲に關する一切の苦情を検討するにある。ドイツとポーランドは、一八一八年以來双方において、少數民族に對して爲された經濟的あるひは他の損害を償ひ、或ひは、場合によつては、財産沒收を無効ならしめ、或ひは、その經濟生活において、種々の侵蝕を蒙つた者に對して、完全な賠償を與ふる責任を有するものとすべきこと。

一四 ポーランドに残留するドイツ人および、ドイツに残留するポーランド人をして、すべての國民によつて法

律の保護を奪はれたといふ感情を抱かざるために、また彼等の國民的感情と兩立せざる行動をなし、または奉仕を行ふことを要求されざるやう彼等に保證を與へるために、獨波兩國は、これらの少數民族に、その民族性の保存、自由なる發展および實際的適用を保證するため、また特にこの目的のために彼等が必要なりと考へるがごとき組織を許すことを保證するために、最も包括的にして、拘束力のある協定の方法によつて、兩少數民族の權利を保證することに同意するものとする。兩當事者は、少數民族の人員に兵役を課せざる責任を負ふものとする。

一五、一六 略

これによつて見れば、イギリス側も、ポーランドに關する紛争が、ドイツとポーランドの兩國における民族問題が、その表面的原因をなしてゐることを認識してゐるのである。この問題は、少數民族問題であつて、民族問題の一部を形成するものである。

わたくしは、民族問題として採り上げるべきものの、第一に、民族國家形成の際における民族問題があるとする。この問題は、近代民族國家形成期におけるものである。それは、近代初期から第十九世紀の後葉までに起つてゐる。第二は、民族國家を形成して、發展した民族が、最近の世界情勢に刺戟せられて、その再編成問題に當面してゐるが、その再編成下の民族問題がある。ファッシズムの傾向は、その最も特徴的のものだ。第三には、かかる先進國との對立において、後進國、即ち植民地または半植民地國が、民族自治または民族國家形成への運動を起してゐる

がその意味における民族問題である。第四には、以上のやうないろいろの民族問題の提起されてゐる中に、民種を異にするものを包含するある民種が、他の一方の民種に對して、壓迫を加へ、また被壓迫的異民種が、多数民種と同等の政治・法律・經濟上の權利を主張する現象がある。それは、多数の同種民種中に異民種の存在することに、その原因を持つてゐる。かかる異民種間の同一國家機構の下における紛争問題を、少数民族問題といつてゐる。この問題は、一基本社會の構成が、複合的に諸種の民種からなつてゐるときに起る現象であつて、必ずしも、ドイツ民種の問題にのみ限定される譯ではない。政治的自由の最も尊重せらるると稱せられる北米合衆國のごときは、典型的な複數民種國家であつて、そこにおけるニグロ問題、または東洋人問題は、既に古い問題である。また世界の漂泊民種としてのユダヤ人は、世界のいたるところにおいて、少数民族的存在を續けてゐて、その壓迫とか、その世界征服陰謀とか、いはるる問題は、世界のセンセーションを起してゐるのである。従つて、少数民族問題は、諸國に政治的紛争を起さしめる問題として注目されてゐる。

ドイツは、そのヨーロッパ政策において、ヒットラーの演説にもあるやうに、常に、しばしばこの問題を提起してゐる。それは、後に説くやうにドイツ民族が、ヨーロッパにおいて、最大なドイツ少数民族の持主であるからである。それは、ドイツがヨーロッパの中央に位して、民種混合に最も適する地理的状態にあるからである。従つてドイツを中心とする少数民族問題を論ずることは、二つの意味において、ヨーロッパ少数民族問題の中樞點を明らかにすることとなる。その第一は、ドイツ國內における少数民族問題である。これは、ドイツがヴェルサイユ條約の

國境改訂運動を開始しない以前から存する問題である。それは、主としてユダヤ人問題において現はれてゐる。この問題は、ナチス政權把握以前から存在してゐるのであるが、その成立以後においては、最も重要な少数民族問題である。しかるに、ナチスの國境改訂運動開始以後、即ち一九三八年におけるオーストリアの併合以後、ズデーデン地方、チェッコ・ボヘミアの領土への編入は、新らしくチェッコ人、ポーランド人、ウクライナ人、スロヴァキア人等の少数民族を、その國家構成の要素として、少数民族問題の將來における生起の可能性を持つに至つてゐる。

その第二は、ドイツ人は、六千萬のドイツ國家を構成しながら、東部並に南部ヨーロッパにおいて、最も多く少数民族として生存してゐる。このことは、ヒットラーの指摘する通りである。従つて、それは、少数民族問題の代表的なものである。さういふ意味において、ドイツ人の少数民族としての問題を論ずることは、ヨーロッパ少数民族問題の大半を論ずることである。わたくしは、ここでは、第二の意味における少数民族問題の経緯を問題にしたと思ふ。即ち、ドイツ國內における少数民族としてのユダヤ人問題は、その世界的意義において、別の機會において述べることとし、ドイツ國外におけるドイツ少数民族問題を論じよう。

二

まづ、ヨーロッパにおける少数民族数を考察しよう。それは、一民種が他の國家領域に生活して、その全人口に對して、少数を形成する場合であるが、ヨーロッパ各民種において、その一部が他民種の國家領域内に生活する數

は、次のごとくである。

ドイツ人	八、五二四、〇〇〇人
ウクライナ人	五、六六〇、〇〇〇
ユダヤ人	四、九一〇、五〇〇
カタロニア人	四、五〇〇、〇〇〇
マチャール人	二、九三九、五〇〇
トルコ人および韃靼人	一、二七〇、〇〇〇
ブルガリアおよびマセドニア人	一、二五〇、〇〇〇
白 露 人	一、〇六三、〇〇〇
ポーランド人	一、一三六、〇〇〇
ロシア人	六八四、〇〇〇
アルバニア人	六四一、〇〇〇
ルーマニア人	五五二、〇〇〇
スロヴァン人	三八七、〇〇〇
ギリシア人	三一〇、〇〇〇

クロアイト人	一三〇、〇〇〇
スロヴァク人	一二二、〇〇〇
チェッコ人、モラヴィア人	一六六、五〇〇
セルヴィア人	一四二、〇〇〇
リスマニア人	一三〇、〇〇〇
アルメニア人	一一二、〇〇〇
フランス人	八〇、〇〇〇
ウエンズ人	七二、〇〇〇
レット人	二二、〇〇〇
ドイツ人	一〇、五〇〇
エトニア人	八、〇〇〇
スエーデン人	七、八〇〇
合 計	三五、〇三〇、〇〇〇

以上の少数民族数の中には、ソ聯のそれを含んでおかないが、なほ三千五百萬の多きに達してゐる。最近のヨーロッパ全人口は、五億二千八百萬餘とされてゐるが、その中ソ聯のヨーロッパ領域における人口數一億三千六百五十

萬を差引けば、三億九千五十萬であり、少数民族人口は、これに對して、約一割に近い數を持つてゐる。しかもこの一割弱のヨーロッパ人口に相當する少数民族人口が、その百萬以上のドイツ人・ウクライナ人・ユダヤ人・カタロニア人・マヂャール人・トルコ人および韃靼人・ブルガリア人およびマセドニア人・白露天・ポール人・において示されてゐるやうに、主として、中央ヨーロッパ、即ちヨーロッパの東部並に南部領域に居住する民種の一部が、他民種の構成中にある。従つて、ヨーロッパ人口の一割弱といつても、これらの領域に、それが集中されてゐることは、事態をより重要ならしめてゐる。いまヨーロッパ大陸における諸國家における總人口と、その中に包含されてゐる少数民族數と、その百分比を示せば、次の通りである。

國名	全人口	少数民族人口	全人口に對する百分比
アルバニア	八三〇,〇〇〇	一八五,〇〇〇	二二・二九
オーストリア (ドイツ併合以前)	五、七〇〇,〇〇〇	三八七,五〇〇	五・七八
ブルガリア	五、七〇〇,〇〇〇	六九二,〇〇〇	一二・一四
チエッコスロヴァキア (ドイツ併合以前)	一三、六〇〇,〇〇〇	四、九九〇,〇〇〇	三六・六九
エストニア	一、一〇〇,〇〇〇	一二八,五〇〇	一一・六八
ギリシア	六、一〇〇,〇〇〇	八九〇,〇〇〇	一四・五九
ユーゴスラヴィア	一一、〇〇〇,〇〇〇	二、六一〇,〇〇〇	二一・七五
レットランド	一、八五〇,〇〇〇	四八〇,〇〇〇	二五・九四
リトアニア	二、二〇〇,〇〇〇	三三五,〇〇〇	一五・二二

ポロランド	二九、六〇〇,〇〇〇	九、三九〇,〇〇〇	三一・七二
ルーマニア	一六、九〇〇,〇〇〇	四、九五五,〇〇〇	二九・三二
トルコ(ヨーロッパ)	一、二〇〇,〇〇〇	四九〇,〇〇〇	四〇・八三
ハンガリー	八、五〇〇,〇〇〇	一、二五〇,〇〇〇	一四・七〇
ベルギー	七、九〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	〇・六三
デンマーク	三、三〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	一・二二
フランス	四〇、七〇〇,〇〇〇	一、六五〇,〇〇〇	四・〇五
ドイツ	六四、六〇〇,〇〇〇	一、〇三六,〇〇〇	一・六〇
イタリア	四〇、八〇〇,〇〇〇	九七二,〇〇〇	二・三七
スペイン	二二、三〇〇,〇〇〇	四、五〇〇,〇〇〇	二〇・一七

この表によつて、少数民族包含の割合の最も多いものを挙げれば、四〇・八三%のヨーロッパ・トルコを別とすれば、チエッコスロヴァキアの三六・六九%を筆頭として、ポロランド、ルーマニア、レットランド、アルバニア、ユーゴスラヴィアを挙げることが出来、それは、いづれも二〇%以上を包含するものであるが、いづれも、ヨーロッパの東南部における國家である。西歐においては、僅かにスペインの二〇・一七%が最高であり、フランスの四・〇五%が、これに續くのみである。従つて、少数民族問題は、ヨーロッパ東南領域における問題だといつてよい。問題のドイツは、少数民族數一、〇三六、〇〇〇を持つてゐるが、その比率は、一・六%に過ぎない。しかし、それは、

オーストリアの併合、ズデーテン並にチェッコ併合、ポーランド攻略以前のことであるから、現在においては、ドイツにおける少数民族人口は、多大の増加を見てゐるといつてよい。この點は、ヒットラーのナチスが民族中心の思想を持つてゐるだけに、今後の問題を提起するものであるが、いまその點には觸れないで置かう。

エストニア

ロシア人 ドイツ人 スエーデン人 レット人 ユダヤ人

ラトヴィア

ロシア人 ユダヤ人 ドイツ人 ポール人 白露人 リスアニア人 エストニア人

リスアニア

ユダヤ人 ポール人 ロシア人 白露人 ドイツ人 レット人

ポーランド

ウクライナ人 ユダヤ人(全國に散在) ドイツ人(ボメラニア、ポーゼン、コングレス・ポーランド、東上部シ
レジア、ピールリッツ、ガリシア、ヴォリニアに散在す) 白露人 ロシア人 リスアニア人 チェッコ人
チエツコスロヴァキア

ドイツ人(ボヘミア、モラヴィア、スロヴァキア、カルパシア・ロシアに居住) マヂャール人 ウクライナ人
ルテニア人 ユダヤ人 ポール人

ドイツ

ポール人(東プロシア、グレンツマルク、上部シレジア、シレジア) ウエンヅ人(ルサチア) チェッコ人 モ
ラヴィア人 デーン人(シュレスウィッヒ) リスアニア人(東プロシア)

ベルギー・フランス

ドイツ系アルサス・ローレン人 ブレードン人 イタリア人 バスク人 カタロニア人 フレミング人

スペイン

カタロニア人

イタリー

スローヴェン人 ドイツ人(南チロール、ブラーデン) クロアイト人 アルバニア人 フランス人
ギリシア人

オーストリア

ユダヤ人 チェッコ人 クロアイト人 スローヴァン人 マヂャール人

ハンガリー

少数民族問題

ドイツ人(オルデンブルク、ヒッケンランド、バコンヤールト、バウンヤ、ヨナ) ユダヤ人 スロヴァク人
クロアイト人 ルーマニア人 セルヴィア人

ルーマニア

マチャール人 ユダヤ人 ドイツ人(トランスシルバニア、ソットマア、バナアト、ブコヴァ、ベッサラビヤ、ド
ブルシャ) ウクライナ人 ブルガリア系マセドニア人 トルコ人 ロシア人 セルヴィア人 ポール人
スロヴァク人

ユーゴスラヴィア

ドイツ人(スロヴニア、ハンガリ・セルビヤ・ルーマニア人混合地帯、バナート、バチツカ、クロアチア、ボスニ
ア、ゴットシェー) ブルガリア系マセドニア人 マチャール人 アルバニア人 トルコ人 ルーマニア人
ユダヤ人 スロヴァク人

ブルガリア

トルコ人 ルーマニア人 ユダヤ人 ギリシア人 アルメニア人

アルバニア

セルヴィア人 ルーマニア人 デンザリア人 トルコ人 ギリシア人

ギリシア

トルコ人 ブルガリア系マセドニア人 ルーマニア系アロムニア人 アルバニア人 ユダヤ人

トルコ

ブルガリア系マセドニア人 ギリシ人(コンスタンチノーブル) アルメニア人 ユダヤ人

デンマルク

ドイツ人

この少数民族の居住國別分類によれば、ヨーロッパ東南方諸民族の混合状態は、甚だしいものがある。しかし、高度文化を持つ民族で、少数民族として、諸國に散在するものは、ドイツ人とユダヤ人であらう。それは、奇しき對照である。ユダヤ人は、世界に漂泊すること二千年、チオエズムによるユダヤ故國の建設は、エルサレムの地で行はれてゐるとはいへ、そこにおけるユダヤ人とアラビヤ人の抗争は、英伊兩帝國主義の利用するところとなつて、その完成に困難な状態にある。他方ドイツ人は、ゲルマン民族として二千年の歴史を持ち、一八七一年以來ドイツ帝國に統一されてゐる。ドイツは、一九一八年に帝國として崩壊したとはいへ、共和國として更生し、ナチとして再建されてゐる。そして、ドイツ國內においては、ユダヤ人問題は、最大の少数民族問題として、世界の視聽を集めてゐる。排斥せらるるものと排斥するものの二つの陣營に、それは分れてゐる。しかるに、一步ドイツ國境外に出れば、兩者はともに、少数民族としての生存を續けなければならなかつた。この意味において、ドイツ民族の大國家の建設を主張したヒトラーが、この問題を理由として、國境改訂運動に乗り出したのは偶然のことではない。

三

少数民族問題は、現在ナチ・ドイツによつて提起されてゐる問題であるが、それは既に世界大戦以前からの論議されたところのものである。しかるに、世界大戦當時における民族自決主義の主張によつて、人々の注意を惹いたものである。民族自決主義といふのは、民族主義實現の一つの方法である。この言葉は、ヨーロッパ大戦以來、一般に用ゐられるやうになつたものである。しかし、それが最初のことでない。例へば、社会主義諸政黨、殊に若干の民族からその國家構成員の成立してゐる國家における社会主義政黨は、ヨーロッパ大戦以前から、その國家構成要素として民種(普通の言葉としては民族)の自決権を主張してゐる。しかし、この概念が一般となるに至つたのは、ヨーロッパ大戦において、聯合國側によつて、デモクラシーとともに、民族自決が主張されてからである。

民族自決主義は、民族解放の主張であり、特に隷屬民族または少数民族のそれに關係してゐる。一國家が數種の民族から成立してゐて、それらの民族の混合が充分になし遂げられてゐない場合、政治法律的または實質的に、そこには支配的民族と隷屬的民族が存在することは、自然の傾向であらう。この場合支配的民族は、自分を支配的地位に置くのであるから、解放の必要を認めない。しかるに、隷屬的民族が、その被支配的地位を自覺し、それから逃れようとするとき、民族解放の要求となる。この要求を正當化し、隷屬的民族の獨立または、自治を要求するものが、民族自決主義である。

ヨーロッパ大戦當時、英・佛・米における多數の自由主義的團體並に労働團體が、正當にして恒久な平和に對する適正な基礎として、民族自決主義を唱道した。米國大統領ウィルソンは、一九一六年五月二十七日の演説以後において、その指導的主張者とせらるるに至つた。しかしながら、彼のいふ民族自決主義は、一國內における自治權の問題であり、民族に對する征服を非難することが主眼目であつた。

一九一七年一月二十二日、民族自決主義に關するウィルソンの再度の主張は、聯合國並に同盟國に巨大な影響を與へた。第一の反響は、ロシアに現はれた。ルヴォフの政府は、この原則を承認することを宣言し、次いで、帝政ロシア政府の聯合國との盟約を尊重すべきことを確認した。このことは、レーニンのルヴォフ政府攻撃の口實となつて、十月革命が起されたのである。一九一七年十一月八日、レーニンの政府は、民族自決主義と人民投票の方法を平和條件として宣言するに至つた。中歐諸國においては、アメリカ合衆國の參戰に脅かされて、和平的氣運が醸成せられ、ウィルソンの無賠償、無併合、民族自決の十四箇條の和平條件を希求してゐたのである。しかるに、ブレスト・リトウスクにおける獨逸和平會議においては、ドイツは、この條件を承認せず、侵略的態度を示した。しかるにレーニン政府は、ウクライナ並にジョルジアに對して、民族自決の方針に出たので、聯合國並に中立諸國の好感を得たのである。

一九一八年一月五日、英首相ロイド・ジョージは、自決権による領域處理が、戰爭目的の一であるといひ、ウィルソンは、更らに民族自決権を強調した。かくて、ドイツの疲勞によつて、和平の問題が提起されたのである。和平會議においては、ウィルソンの十四箇條は、採用されなかつた。そこには、列強同志間の秘密條約もあれば、實際間

題としての困難もあつた。對獨平和條約においては、シテレスウィック、ヴァレンシュタイン、マリエンヴェルダアにおいては、人民投票が認められ、マルメダイの住民に對しては、ベルギー歸屬に對する抗議権が附與されたのである。最後に至つて、オーバア・シュレジエンの人民投票が許容された。

サン・ジェルマン條約においては、オーストリア代表の主張があつたにも拘らず、クラীগンフルトの盆地以外には、歸屬人民投票を許してゐない。ハンガリーおよびブルガリアの要求も顧みられてゐない。チェッコ・スロヴァキアは、その建國を民族自決權の基礎の上に置くのであつたが、その國境の決定に關しては、人民投票を拒否した。イタリアのためにするフェューメ、ダルマチヤの人民投票も實現し得ず、東部ガリシアのそれも不成功であつた。バナート、並にベサラビヤにおける人民投票も實現することが出來ず、スミルナ、クルディスタンの人民投票は、セヴール條約に記載せられたが批准せられなかつた。

シユレスウィックにおける人民投票は、北部においては一九二〇年二月十日に、南部においては三月十四日に舉行され、前者はデンマルクに歸屬し、後者はドイツに止まつた。ヴァレンシュタインとマリエンヴェルダにおいては、ドイツ歸屬が大多數で、國境附近の小變更に止まつてゐる。オーストリアのクラীগンフルトにおけるそれは、大多數でオーストリア歸屬として止まつてゐる。困難な問題は、オーバア・シュレジエンの問題であつた。ここでは、人民投票は、一九二二年三月二十日に舉行されたのである。ドイツは全投票の五九・六%を獲得し、自治區において、ポーランドの六七八に對して、八四四を獲得してゐる。條約には自治地區による歸屬決定と明記して

あるので、この地區の交錯が問題となり、遂に國際聯盟に持ち出されて、ポーランドの有利に解決されたのである。ザール盆地における人民投票が一九三五年に行はれ、九割の投票をドイツが獲得してザールのドイツ歸屬が決定したことは、われわれの記憶に新なるところである。かくして、ヴェルサイユ條約を中心とした民族自決權問題は終つてゐるのである。

四

ヴェルサイユ條約における民族自決主義が、ウィルソン、ロイド・ジージのやうな民主主義者の主張であり、その主張が、いろいろの政治的關係のために、實現せられなかつたことも事實である。これに對して、ソ聯における民族自決主義は、社會主義または共產主義の一原理であるといふことが出來よう。

ロシアにおける社會主義者は、革命以前から民族自決主義を主張してゐる。ロシアには百四十餘の言語を話す百八十餘の種族または民種が存在する。この中人口量の上において重要性を占める種族が五つあつて、ソ聯人口の八四%を占めてゐる。爾餘の種族は、人口數において、多くも全人口の二%に上らないのである。第一はロシア族で全人口の五三%、第二はウクライナ人の二一%、第三は白露天、第四はカザック(以前はギルギスと呼ばれてゐた)で、西部シベリア、中央アジア、南部ヴォルガの間の高原地帯に居住してゐる。第五は中央アジアにおけるウズベックである。その他百萬の人口を有するものに、八種族が屬してゐる。

かくのごとき状態であつて、帝政時代においては、ロシア民族主義によつて、これらの少数民族が抑壓状態にあ

つたといふ理由で、社會主義者は、各民族が民族自決権を有して、國家構成から離脱し、その独自の主権を確立し得るものと主張した。これは帝政ロシアの民族主義または國家主義に對する反對運動であり、その抑壓を打破して民族的解放を所期せんとしたものである。ロシア革命は、このロシア社會主義の傳統を繼承したものである。一九一七年十一月十五日の「ロシア民族諸權利宣言」は、その現はれであり、共產主義者の民族政策の表現である。この宣言は、ロシアにおける民族の平和と主権、その完全なる自決権を保證したものである。その中には、ロシア國家から離脱して、獨立國家を形成する權利をも認めてゐる。民族性並に民族宗教のすべての特權の廢止と無資格を規定し、少數民族並に人種的集團の發展の自由とを保證したものである。彼等のいふところに従へば、フランス革命の人權宣言は、ヨーロッパにおける國民的覺醒と個人主義化の凱歌であつて、これを個人の自由權の宣言として表現したのである。しかるに、ロシア革命は、この個人の自由權に、更らに民族自決権を附加することによつて、人類の進歩に貢獻するものだ。

レーニンもスターリンも、革命以前から、その民族理論を展開してゐる。彼等は民族問題を、單獨に社會における孤立した現象と見ず、一つの社會革命の要素として見てゐる。従つて、彼等の見方は、民主主義の見方と異つてゐる。彼等は民族が資本主義とともに勃興したものであることを認め、西歐の民族主義者が、民族問題として、資本主義におけるそのみを問題とすることを非難してゐる。資本主義の擄取の對象となり、抑壓の對象となつてゐる植民地並に半植民地國の民族問題が、當然民族問題として提起されねばならぬことを主張した。この點において、

彼等は「世界の労働者よ團結せよ」といふのに「被抑壓弱小民族」をも加へてゐる。これを彼等は帝國主義の問題だといふ。彼等が西歐の革命運動に失敗してから、その眼を東洋に轉じ、そして、植民地並に半植民地民族——彼等のいふ被抑壓弱小民族——の革命への煽動、即ち反帝國主義運動にかり立てたのである。しかし彼等のなしたところは、これによつて、ソ聯の接壤地帯における後進諸民族をその支配下に置き、帝政ロシア時代の邊境侵略を弱小民族の解放といふ名目の下に、繼承しつつある。更らに邊境のみでなく、東洋諸民族に對するその宣傳は、諸民族における混亂と革命とを招來し、他の國家の基礎を破壊することに全勢力を集中してゐる。彼の行動が「赤色帝國主義」といはれる理由は、そこにある。

民族自決主義は、その民主主義的形態においても、社會主義または、共產主義的形態においても、非實際的なものに過ぎない。その理由は、第一に彼等の民族概念の曖昧にある。民主主義者は、これを「血」の問題と考へてゐる。共產主義者も、民族の歴史性を主張しながら、スターリンのごときは、これと「血」の問題とを區別することが出来ず、常に曖昧であり、彼等のいふブルジョア理論家に近いものがある。この點において、兩者は、最も大きな誤謬を犯してゐる。第二、従つて彼等は、民族が歴史的社會經濟的構成であるといふ理解に到達することが出来ない。第三、第二の理由から彼等は機械的な民族自決主義の主張に陥つてゐる。この機械主義は、民族自決の方法としての人民投票に最もよく現はれてゐる。これらの觀點から見れば、民主主義者は勿論であるが、共產主義者も著しく自由主義イデオロギーの殘滓を持つてゐる。

ヴェルサイユ平和會議においては、英・米・佛などの便宜または主張によつて、民族自決主義の原則によると稱して、幾多の小國家を建設した。それは、革命後のソ聯に對する防壁をなすフィンランド・エストニア・ラトヴィア・リトワニア・ポーランドがこれであり、オーストリア王國の崩壊とドイツ包圍陣を形成すべきチェコスロヴァキア、ハンガリー、ルーマニアなどが、これである。それは、それぞれの政治的目的を持つてゐたにも拘らず、民族自決主義の原則の上に立つてゐるものとした。

これらの國が東南方ヨーロッパの民種混合地帯にある關係上、民種構成は、甚だしく複雑である。その結果、國家形成上において採用せられた民族自決主義の原則は、その國內諸民種の取扱の上においても、採用されなければならぬのであつた。それは少數民族に對する關係においてであつた。このことは、ヴェルサイユ平和會議において、建設後のポーランド國と主なる聯合國との條約となつて現はれてゐる。それは、一九一九年六月二十八日ヴェルサイユにおいて署名された「波蘭國ニ關スル條約」である。この條約は、「波蘭國ハ其ノ制度ヲ自由及正義ノ原則ニ合致セシメ且其ノ主權ノ下ニ立ツ地域ノ住民ニ對シ確固タル保障ヲ與ヘムコトヲ希望スル」ことによつて、成立したのであつて、その内容は、ポーランド國內における少數民族の權利に關するものである。いま、その主なる個條を擧げよう。

第二條 波蘭國ハ出生、國籍、言語、種族又ハ宗教ノ如何ヲ問ハス波蘭國內ノ一切ノ住民ニ對シ其ノ生命及自由ニ付充分且完全ナル保護ヲ保障スルコトヲ約ス

波蘭國內ノ一切ノ住民ハ公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反セサル限り信條、信教又ハ信仰ノ自由ヲ有シ其ノ禮拜ハ公然之ヲ行フト私ニ之ヲ行フトヲ問ハス共ニ自由タルヘシ

第七條 波蘭國民ハ法律ノ前ニ各人平等タルヘク且種族、言語又ハ宗教ノ如何ヲ問ハス同一ノ公權及私權ヲ享有ス宗教、信條又ハ歸依ノ如何ハ波蘭國民カ公職ニ就キ、公務ヲ行ヒ又ハ榮典ヲ授與セラレ並職業ニ従事シ又ハ産業ヲ營ム如キ公權又ハ私權ノ享有ニ關シ何等ノ累ト爲ルコトナシ

波蘭國民ハ私交、商取引、信教、新聞雜誌其ノ他各種ノ出版物又ハ公ノ集會ニ於テ如何ナル言語ヲ使用スルモ自由タルヘク右言語ノ自由ニ付テハ何等ノ制限ヲ課スルコトナカルヘシ

波蘭國政府カ公用語ヲ定メタル場合ト雖波蘭語ニ非サル言語ヲ用ヒル波蘭國民ハ口頭タルト書面タルトヲ問ハス法廷ニ於テ其ノ言語ヲ使用スルニ付相當ノ便宜ヲ供與セラルヘシ

第八條 種族、宗教又ハ言語上少數ニ屬スル波蘭國民ハ他ノ波蘭國民トノ法律上及事實上同一ノ待遇及保障ヲ享クヘク殊ニ其ノ費用ヲ以テ慈善的、宗教的及社會的ノ施設並學校其ノ他ノ教育設備ヲ開設、經營及管理シ且右施設及設備ニ於テ自由ニ其ノ言語ヲ用ヒ又ハ宗教上ノ禮拜ヲ行フニ付キ同等ノ權利ヲ有スヘシ

第九條 波蘭國ハ波蘭語ニ非サル言語ヲ用ヒル波蘭國民ノ大多數居住スル都市及地方ノ教育制度ヲ定ムルニ當リ右波蘭國民ノ兒童ニ對スル小學教育カ其ノ言語ヲ以テ施サルヘキコトヲ確保スル爲相當ノ便宜ヲ供與スヘシ但シ波蘭國政府カ右小學教育ニ於テ波蘭語ヲ必須科目トシテ課スルコトヲ妨ケス。

これらのポーランド國に關する條約の簡條は、民族自決主義の國內的適用といふことが出来るであらう。民族自決主義が、嚴密に各個の民族について適用し得ないやうに、國內少数民族問題についても、以上のやうな自由主義的諸原則は、實現することが甚だしく困難である。この條約は、少数民族が常に抑壓され、その自由な活動と發展とが、今日にいたるまで可能にされてゐない現實の狀態に對して、民族自決主義から考へられた少数民族優遇案ともいふべきものであらう。かかる條約は、單にポーランドのみならず、その他の新設國に對しても與へられたものであるが、そのいづれの國家においても、少数民族問題は、かかる法的主張の存在するにも拘らず、解決せられてゐない。その未解決の事態が、ナチ・ドイツをして、その理由によつて、諸地方を併合せしめたものである。その根本的理由は、他の政治經濟的問題の解決への政策にある。しかしながら、民族問題は、自國においても、その相手國においても、最もよい表面の紛争の理由となるし、それによつて、戦時においては、センセーションを起すべき可能性があるのである。それは、以下の論述によつて明かとなるであらう。

五

ヨーロッパにおける少数民族問題は、ドイツの對外問題として日程に上つて來た。それは、ヴェルサイユ平和條約の最初の問題であつて、最後に解決しつゝあるものである。そのためにドイツは國運を賭して闘つてゐる。ヴェルサイユ平和條約においては、ドイツは聯合諸國のために、敗戰國としての取扱ひを受けた。それは、三つの問題に現はれてゐる。第一、賠償金問題、第二、軍備制限問題、第三、國境改訂問題である。これらの三つの問題は、

ドイツ國力に關する發展阻止政策であつて、ドイツが、もしこの政策を永久に甘受するものとするれば、その發展は考へ得ないところのものだ。そこで、ヴェルサイユ平和條約の成立と同時に、その改訂または廢棄の運動が行はれたことは、寧ろ當然のことといはねばならぬであらう。

この條約改訂運動中、最も迅速に解決點に到達したものは、賠償金問題である。賠償金として、ドイツが聯合諸國に支拂ふべき額は、一ヶ年三百萬金貨マルクに達してゐた。これは、現金並に現物をもつて、支拂はれつつあつたが、そのためドイツの經濟を破壊し、惹ひてヨーロッパの景氣にも、恐慌狀態を招來する傾向があるといふ經濟的理由と、ドイツの政治的勢力を根絶することは、ヨーロッパにおける勢力均衡を失するといふ主としてイギリス側の理由とから、輕減されることとなつた。それはヤング案・ドウス案からロカルノ案(一九三三年)に至つて、ドイツは賠償金支拂の義務を免れることが出來たのである。

軍備問題については、世界大戰における同國の内部的崩壊とともに、多數の武器・軍艦などを聯合國側に引渡したが、その後においては、常備軍を十萬に制限され、軍用飛行機の建造を禁止され、海軍を制限された。地域的には、ラインランドを非武装地帯として、西部國境における防備は皆無の狀態とされたのである。この狀態は、一九一八年から一九三二年にいたる共和國時代を通じて、そのままであつた。勿論ドイツとしては、常備軍十萬をもつてしては、その國防に萬全を期し得ない狀態であつたので、ゼートクト將軍をして、少數機械化部隊の原則を國防軍に適用して、その能率を高めようとしてゐた。

しかるに、ナチスが政權を把握してから國家の再編成を行ふことを決意したのであつたが、その即時的實行には多少の無理があつた。ナチス政權の成立は、一九三三年一月三十日であるが、この政權は純粹のナチス政權ではなく、一九三〇年の秋に成立したハルツブルク・フロントと稱せられる右翼戦線の内閣で、その首班にアドルフ・ヒッ特拉アが立つたのであつた。故に、國內の政敵を整理し、且つ自己の陣營を整備するためには、一二年の時間を必要とした。それは、一九三四年六月における突撃隊長レームの銃殺をもつて一段落と見てよいであらう。ナチスはこれ以後において、その對外活動を開始してゐる。その第一着手は、一九三五年におけるドイツ再軍備の宣言であり、第二には翌三六年における對英海軍協定がある。この協定において、對英三五パーセントの艦艇保持の妥協が行はれた。ドイツ海軍のある程度までの復活である。更らに同年國防軍のライン進駐が行はれた。即ち非武装地帯であるラインランドに國防軍を進め、この地帯に武備(ジグブリート・ライン)を施すこととなつたのである。このとき以來、ドイツ政府は、その國家豫算を發表せず、極力軍備の擴張整備につとめてゐるのである。次に國境改訂・失地回復問題である。

ドイツは、ヴェルサイユ平和條約によつて、どれだけの領土を失つたか。まづ植民地全部を喪失した。ドイツは、植民國家としての世界政局への登場が遅かつたので、植民地面積を多量に獲得してゐない。しかし、それはアフリカと大洋洲に存在してゐた。そのドイツ植民地は全部聯合國側に奪はれて、國際聯盟から、それぞれの國家に委任統治の形式において割讓されてゐる。いま、その實狀を挙げれば、次のごとくである。

ヴェルサイユ條約に依る獨領植民地の分割

委任統治地	委任統治國	面積(平方)	總人口	白人	有色人
獨領東阿弗利加	英 (B式)	九四,五〇〇	五,〇三〇,〇〇〇	一〇,三七七	インド人 三三,四〇〇
タンガニカ	英 (B式)	九四,五〇〇	五,〇三〇,〇〇〇	二,二四九	アラビア人 七,〇〇〇
ルアンダ・ウインディ	白 (B式)	五五,八〇〇	三,五〇〇,〇〇〇		
キオゴンガ	葡領東阿弗利加に併合				
南西阿弗利加	南阿聯邦(C式)	八五,〇〇〇		三,〇〇〇	三六,〇〇〇
カメルン	英 (B式)	八八,七〇〇	八〇〇,〇〇〇		
	佛 (B式)	四二,五〇〇	二,一〇〇,〇〇〇		
	佛 (併合)	三三,〇〇〇			
トリーゴ	佛 (B式)	三三,〇〇〇	七五〇,〇〇〇		
東部	英 (B式)	三三,七〇〇	三〇〇,〇〇〇		
西部	英 (B式)	三三,七〇〇	三〇〇,〇〇〇		
太平洋	英 (C式)	三三	三		
ナウル島	英 (C式)	二二〇,〇〇〇	四二〇,〇〇〇		
獨領ニュー・ビスマルク	英 (C式)	二二〇,〇〇〇	四二〇,〇〇〇		
・ギニア(島を含む)	英 (C式)	二二,〇〇〇	五〇,〇〇〇		
ソロモ	英 (C式)	二二,〇〇〇	五〇,〇〇〇		
サモア島	英 (C式)	二二,〇〇〇	五〇,〇〇〇		
新西蘭(C式)	英 (C式)	二二,〇〇〇	五〇,〇〇〇		

マーシャル・カロリン・マリアナ群島 日本(〇式) 三、五〇〇
 膠洲灣租借地 日本より支那へ返還 五〇〇

ヴェルサイユ條約によつてドイツは、以上のやうに、そのすべての植民地領域を喪失したのみならず、またヨーロッパにおける本國領土の一部割譲を餘儀なくせられた。しかも、この割譲地域内には、エルザス・ロートリンゲンのごとき鐵礦資源の豊富な産地や、上部シュレジエンの炭礦地方を含むのである。ドイツにとつては大痛事であつた。従つてこのヨーロッパにおける失地の回復要求は、植民地返還要求とともに、戦後のドイツが固執するところであり、またこの二要求が、常に巧妙に相關聯して提出せられる點に、最近のナチス政權下における外交政策の一つの妙味が見出される。

ヴェルサイユ條約によるドイツ本國の割譲は、次のごとくである。これによつて、ドイツは大戦前の面積の約一三%、人口の約一〇%を失つた。

割譲地方	割譲先	面積(平方呎)	人口
エルザス・ロートリンゲン	フランス	一四、四六〇	一、八七四、〇一四
西プロイセンの大部、ポーゼン	ポーランド	四五、九六五	三、八五四、九六二
東シュレジエン、東プロイセン	チェッコ	三一五	四八、四四六
上・シュレジエンの一部	リトアニア	三、一一一	一四一、三三八
メメル地方	リトアニア	三、一一一	一四一、三三八
ダンチヒ自由市	國際聯盟下へ	一、九〇七	三三〇、六三〇

割譲地方	面積(平方呎)	人口
オイペン・マルメダイ	一、〇三二	六〇、〇〇〇
シュレスウィッヒホルシュタインの一部	三、九七八	一六六、三四八
デンマーク	七〇、七六八	六、四七三、七三七
合計	一九、〇四〇	七、七三、七六四

(備考) ザール地方は一九三五年一月人民投票により獨逸歸屬に決定す。

ドイツ以外の戦敗國も、それぞれ聯合國側との平和條約によつて、本國領土の割譲、植民地の讓渡を強制された。就中オーストリア・ハンガリー王國は、數個の小國に分裂せしめられ、新たにチェッコ・スロバキア、オーストリア及びハンガリーが出現し、又舊・奥國の領土の可成りの部分が、イタリア、ルーマニアおよびセルビアに合併された。そしてセルビアと新にそれに併合された領土とから、ユーゴ・スラヴィアが成立した。

またトルコは本國領土の多くを失つて一小國に轉落し、その戦前の植民地領域も、擧げて英・佛の委任統治下に入つた。しかもこれらの領域中には、イラクの石油資源、バレスチナの加里資源等を包含することによつて、その讓受國の利益は、更らに大である。その後イラクおよびシリアは、それぞれ英および佛の委任統治を離脱して、自治權を承認されたが、依然その勢力範圍であることには變りがない。

かくてヴェルサイユ條約を中心とする戦後の平和機構の確立は、一方において戦勝の列強國を一層強大ならしめるとともに、著しく戦敗國側の勢力を殺ぎ、他方において、その基本的原則である民族自決主義の結果として、バルチック沿岸、中歐地方、並にバルカン・近東地方において多數の小民族國家の成立を齎らし、このことは、また

ドイツを盟主とする舊同盟國側の連絡を遮断するに役立つた。

かかる國際間の貧富の懸隔——列強國間における植民地領域と資源の偏在、あるひは列強國と小國間の關係——は、その後の世界政治・經濟部面における各國の勢力消長を容認する限り、發展的な國々に對して桎梏とならざるを得ない。先づ列強國間における叙上の不均衡は、所謂「持てる國」と「持たざる國」の世界的な對立を生み、しかもこの對立關係は、近時の世界經濟の發展傾向に従ひ、特に原料資源の獲得と關聯して「持たざる國」の困難を、更に激化せしめつつある。

次に戦後に簇出した多數の小民族國家の存在は、國際的な對立を更らに助成するものである。蓋しそれらの多くは、政治的・經濟的に實力に乏しい半獨立國たる點において、世界獨占資本主義の發展に伴ひ、必然的に列強國の資本主義的活動の舞臺たらざるを得ない。列強國が如何にこれら小國の上に、その勢力の扶植を企圖するか、われわれはその好例をバルカン地方に見出すことが出來よう。しかも最近この方面に向つてのドイツの進出は、誠に積極的である。従つてこの問題は、ナチス・ドイツの植民政策の一環として、その海外植民地返還要求がヨーロッパにおける失地回復の努力等と相關聯して考察されるとき、甚だ意義深いものがある。

ヴェルサイユ條約は、ドイツ國民にとつては、正に一大國民的屈辱として感ぜられた。従つて大戦後現在にいたるまでのドイツの活動は、前述のやうに種々の方面から、同條約の桎梏より離脱せんとする努力であるといひ得る。そこで舊ドイツ植民地返還要求も、既にナチス統治以前より試みられたところであり、夙に一九二五・六年代

において、舊植民地の總督等を中心として、若干の植民協會あるひは委員會等が組織され、ある程度の運動が開始されてゐた。しかし當時のドイツにとつては、國內的には戦後の經濟立直し、對外的には賠償金問題の解決が最重要關心事であり、従つてその植民地返還への要求は、比較的穩健な範圍に止まらざるを得なかつた。この事實は、當時の外相シュトレイゼマンの平和的外交政策に最も良く具現され、彼は英・佛との提携をもつて、ドイツ外交の基調となし、西部國境に就いては、特にフランスとの關係において、讓歩的態度を示した。しかしその反面、彼はその他の東南・北の國境に關しては強硬に出て、その改訂を要求して止まなかつた。この點はナチス政權確立後の本國失地回復の努力と關聯して、特に注目すべきところであり、ヒットラーの外交方針も、ある程度これと軌を一にするの觀がある。

この間に在つて、ナチスは最初からヴェルサイユ條約の全面的破棄を意圖し、その實現なくしてはドイツの繁榮回復は望み得ないとの主張を明かにしてゐた。故にナチスは夙に一九二〇年の黨大會において發表した二十五箇條の綱領中において、ドイツ國形式の根本として、次の三箇條を規定した、

第一條 我々は民族自決權に基き全ドイツ人が一大ドイツ國に結合される事を要求する

第二條 我々は他國民に對するドイツ民族の平等權、ヴェルサイユ並にサン・ジェルマン條約の廢棄を要求する。

第三條 我々はドイツ民族の生存のため並びにわが過剩人口の移植のために土地植民地を要求する。

爾來ナチスは一九三三年ヒットラーの統率下に、その獨裁權を確立するにいたるまで、十數年間の在野時代を通じ

て、常にヴェルサイユ條約の廢棄、失地植民地の回復を叫び續けた。ヒットラー自身もまたその著書「我が闘争」において、領土の狭少なため大民族が没落に瀕せる場合には、土地や領土を求むる権利は義務にまで轉化し得るものである」と述べ、祖國ドイツの復興のためには、領土擴張の不可缺なることを強調した。しかしながら當時ヒットラーが、本國における失地と舊海外植民地との何れの回復を求めらるに切であつたかは興味ある問題である。無論前掲の所言にも明かなることく、舊植民地への回復要求を棄てることはなかつたが、しかも初期においては、彼もドイツの國內的統一の結成を第一目標とし、これに隨つて本國の失地回復に、より以上の重點をおいたやうに思はれる。前掲の著書中において、ドイツの擴張要求の解決は、主として、本國面積の増大に存するといふ見解が、數箇所に見出される。

やがて一九三三年一月末に、ナチスが政權を獲得すると、その外交政策の根本原則として採用されたところは、前掲の綱領そのままであつた。

即ちその(一)はドイツ民族の團結であり、(二)はヴェルサイユ條約の廢棄、(三)は世界大戰による失地植民地の回復である。

このときになつても、暫くはヒットラーの前述の態度は變らなかつた。即ち一九三三—三五年を通じ、外國使臣あるひは外人記者團との會見に際し、あるときは舊植民地回収の必要を強調し、他の機會には植民地保有の負擔過大を説いた。しかし、何れにせよ、ヨーロッパにおけるドイツの地位向上、勢力擴張を中心目標とし、その基礎の

上に、ドイツの世界的強大化に向つて進まんとする點に、その眞意があることは、過去・現在を通じて變りがない。

しかるに、その後の世界經濟の發展は、世界恐慌打開の方策として、各國によるブロック經濟形成の傾向を著しく助長することとなつた。しかも、それが一強國を中心とする勢力範圍の確保を内容とすることによつて、世界各植民地領域の經濟的、政治的意義は、一段と重要性を増大するにいたり、ここにドイツも舊領域の返還要求を前面に押し出し、銳意その實現に努めざるを得なくなつた。かくて一九三五・六年を轉機として、その返還要求は、著しく積極化された。例へばシャハト博士は、一九三五年三月四日ライプツヒのメッセの開場式に臨んで、ドイツは植民地獲得により原料輸入が容易となり、従つてドイツ工業の利益となるべきことを説き、ヒットラーもまた一九三六年三月七日議會での演説で、ドイツ政府の名において、舊植民地の返還を要求した。

この間にあつて、ドイツはその對内的工作を怠らず、一九三五年春ヴェルサイユ條約軍事條項破棄、再軍備の爆彈宣言を投じてこれを強行し、更に一九三六年三月にはラインランド進駐を強行し、その接收に成功した。かくて前掲の綱領三箇條に關する限り、殘された問題は領土擴張問題のみとなり、この目的のために、植民地返還要求の聲は、ますます頻繁となつた。即ち一九三六年四月一日、駐英大使フォン・リッペンとロップが、英國政府へ提出した歐洲平和計畫第十八條においても、この要求は明記され、爾來ドイツにおいては、ヒットラー、リッペンとロップ、フォン・エップ、ゲッペルス等を中心として、同様の主張が幾回となく繰返へされてゐる。特に、一九三七年二月の議會において、ヒットラーは舊植民地の回復を權利として強調し、その後要求は、一層の強化を示して

ある。しかして既に論及した世界經濟の最近の發展段階において、顯著となつた統制主義の傳播、ブロック形成の促進に加へて、いよいよ再軍備に乘出したドイツが、軍事費捻出のために、一九三六年秋に新たに四箇年經濟計畫を樹立し、準戰時體制下に食料および工業原料の獲得、蓄積を開始したことによつて、植民地問題の重要性は、倍化されたと考へられる。

植民地返還要求は、ドイツにとつては、重要な問題でもあり、且つ國民を鼓舞し得るものでもある。しかしながら、ドイツ海軍の實力をもつてしては、英佛をして、ドイツ舊植民地の返還に應ぜしめることは出来ない。従つて植民地返還問題は、現在においては、單なる掛け聲に過ぎない有様である。しかし、それは掛け聲であつても、若干の効用を持つものであつて、既に述べたやうに、一方において、植民地返還の聲を上げながら、他方本國々境における失地の回復、ドイツ少数民族居住地とドイツ國境整調問題を主張して、ドイツ對外發展の最も重要な主張とすることが出来るのである。

ナチスのかくのごとき主張は、その根本においては、民族の問題として提起されてゐる。ヴェルサイユ條約によるドイツ本國の失地は、前掲表のごとき面積(七〇、七六八平方浬)と人口(六、四七三、七三七人)とであり、この回復問題が、第一の事業であるが、そのみではない。大ドイツ民族國家の形成は、ナチス年來の希望でもあり、政策である。そこで、在外ドイツ民族が當然問題とならざるを得ない。その數は、ドイツ少数民族としての係争の地帯をも含めて計算すれば、ヨーロッパ全體で、二千萬以上のドイツ國家に屬さないドイツ人がゐる。それは、ドイ

ツが國境改訂の實際運動に乗り出さない以前、即ち一九三八年三月以前の狀態である。いま、その大體を挙げれば、次のごとくである。

オーストリア	六、五〇〇、〇〇〇
チェッコ	四、五〇〇、〇〇〇
デンマーク	四〇〇、〇〇〇
ペルギー	一五〇、〇〇〇
フランス	一、七〇〇、〇〇〇
イタリ	二七〇、〇〇〇
ユーゴスラヴィア	七〇〇、〇〇〇
ルーマニア	八〇〇、〇〇〇
ハンガリー	六〇〇、〇〇〇
スロヴァキア	二〇〇、〇〇〇
カルパト・ウクライナ	一、二〇〇、〇〇〇
ポーランド	一、一〇〇、〇〇〇
バルチック諸國	一八〇、〇〇〇
ロシア	一、一〇〇、〇〇〇

ダンチッヒ
ルクセンブルク
リヒテンシュタイン
スウイス

三、六〇〇、〇〇〇

これらのドイツ人々口は、いづれも少數民族として、それぞれの國家に屬してゐる。そのすべてを大ドイツ民族國家の中に編入することは、ドイツの理想ではあらうが、それはドイツの實力の許すところでない。そこで、ドイツの向ふべき方向は、ある一方面へ集中されなければならぬ。それは、ドイツの東南方である。ヒットラーを始めナチスの論者は、いづれも、この東南方政策を主張してゐたし、現在でも主張してゐる。それは既に實際問題と化してゐるのである。

オーストリア、ズデーテン、チェッコの問題は、これであり、ポーランドの問題も同性質の問題だ。しかるに、ドイツがこれからの地域を擴大することによつて、舊海外植民地の喪失を補ふものとすれば、その價値は前者の方が餘程大である。従つて、ドイツの國力は、これらの地域の併合によつて、かなり増大を來たしたといつてよい。殊にそれがドイツの接壤地帯である點において、その價値は大である。

イギリス、フランスとしては、かかるドイツの國力の増大を希望するものではない。殊にドイツのバルカンへの進出は、英佛のヨーロッパにおける覇權に動搖を來たしめる。ドイツのオーストリア併合からポーランド攻略まで

の接壤地帯への進出は、そのバルカン進出の前提条件をなすものである。殊にドイツとソ聯との不可侵條約の締結は、今後におけるドイツの方向を確定的ならしめた。ドイツは、その東方政策としてのウクライナ進出を抛棄してはゐないだらうが、對ソ聯不可侵條約の關係上、直接その工作に出づることは、現在遠慮しなければならぬ地位におかれてゐる。もし、さうだとすれば、ドイツはバルカンに出るより外に途はない。まして、バルカンはウイエルム二世以來の3B政策の基本地域だとすれば、この方向は確定的だ。ここで英佛の勢力と衝突することは、火を賭るよりも明らかなことだ。

このことを實證するドイツの政策は、一九三八年五月十一日の法令である。それは、ライン河・マイン河・ドナウ河の水路連絡を完成することを目的とするものである。この水路は、ドイツの民族主義經濟學者フリードリッヒ・リストによつて、考案されたものである。この大規模な水路連絡は、ドイツと東南ヨーロッパ諸國、殊にドナウ諸國との關係を、從來存してゐたよりも緊密ならしめる。それは、ドイツを中心とする大經濟圏の血管の役割を勤め、工業國と農業國との關係を増大せしめるであらう。さういふ見地からいつても、ドイツの東南方政策は、現實的なものである。

六

ドイツ民族は、以上のやうに、ヨーロッパの諸方に散在してゐるが、かかるドイツ民族のいはゆる「破片」を、ドイツ國家の中に編成しようとするのが、ドイツの政策である。その第一に實行に移されたものは、オーストリアである。

オーストリア・ハンガリー王國は、ヴェルサイユ平和會議において、七花八裂の状態にせられた。その中には、ハンガリーは獨立し、チェッコ・スロヴァキアもまた獨立した。これらの領域からユーゴスラヴィア・ルーマニア・ポーランド・イタリアへの割譲地帯を除いた殘餘の部分が、オーストリア共和國として成立したのである。それは面積八四、〇〇〇平方料で、人口六百七十萬を數へるに過ぎず、戦前のオーストリア・ハンガリーの八分の一の大きさを持つに過ぎない國家となつた。しかして、この人口中二百萬はウィーンに集中してゐるし、農村は不毛であり、農産物は輸入せられ、工業原料も不足してゐるといふ不具的國家を形成してゐたに過ぎない。従つて、この共和國の成立直後一九一八年十一月には、オーストリアとドイツの緊密な共同生活の要求は、同國議會において、論議されたのであつた。

しかるに、サン・ジェルマン條約は、オーストリアが自らその獨立を取消すことを得ず、それを要する場合には國際聯盟理事會の承認を得べきことを規定してゐた。この規定によつて、オーストリアは束縛せられてゐたのであつた。しかしながら、オーストリアの實際生活は、獨立の不便を感じてゐて、經濟的には、ドイツ國家の一員としての生活を欲してゐたのであつた。これを欲しながら、實行し得なかつたのは、英佛伊などの實力の壓力であつた。ナチス政權把握以後においては、政治的勢力(社會民主黨・キリスト教社會黨・保守黨)が、これに反對し、經濟的勢力としての資本家は、ドイツ資本のオーストリア進出を喜ばなかつた。これらの勢力の綜合したものが、ドルフス首相のナチス彈壓であつた。しかるに、ドルフス首相は一九三四年七月二十五日暗殺され、ナチスの勢力は一段の

増進を示したのである。イタリアは、一九三六年三月イタリア・ハンガリー・オーストリア會談において、オーストリアの獨立を希望したし、同年七月十一日の獨逸協定においては、オーストリアの主權を承認し、内政干渉の排斥を承認したが、オーストリアがドイツ民族國家としての原則的方針に基いて、その政治を行ふことを受諾した。一九三八年二月十二日には、オーストリア政府にナチを參加せしめること、ナチ政治犯の釋放を許し、二月十六日には、シュシュニツク首相は、親獨的に内閣改造を行つた。越へて三月九日のシュシュニツク首相のオーストリア獨立の可否の國民投票提案とともに、ナチはこれに反對し、十一日ドイツ軍はオーストリアに進撃した。十二日獨逸合併は宣言されたのである。

獨逸合併は、民族問題の解決として説明することは出來ないであらう。オーストリアにおけるドイツ人は、同國の最重要の構成員であり、支配者であつた。その數も六百萬を越へてゐる。従つて、同國の少数民族ではない。オーストリア問題は、オーストリアが國家としてその成立を維持し得ないやうな條件に置かれてゐたことに、その原因を持つてゐる。従つて、それは、サン・ジェルマン條約の束縛の問題であると同時に、オーストリアの經濟の問題であつて、民族の問題ではない。ただ六百萬を越へるドイツ人が、オーストリアといふ不具的國家の下に編成されて、困難してゐるといふ状態にあつたので、そのドイツ人は、オーストリア・ハンガリー王國時代には、支配的民族として生活してゐたのであつて、何等ドイツ人に關する少数民族問題は、王國當時も、共和國成立後も存在してゐなかつたのである。従つて、オーストリアのアンシュルスの問題は、ドイツ人國家間の合併問題と解さるべ

きであらう。

七

ドイツ少数民族問題は、チェッコ・スロヴァキアとポーランドにおいて見ることが出来る。ここでは、ドイツ人は、少数民族としての存在を續けてゐたのである。

いまチェッコ・スロヴァキアの人口民族構成を見れば、次のごとくである。(一九三〇年七月一日の國勢調査)

チェッコ人	七、四七四、三二七人	
ドイツ人	三、三一八、四四五	二五%
スロヴァック人	二、二八二、二七七	
マジャール人	七一九、五六九	五%
ウクライナ系ルテニア人	五六八、九四一	三%
ポーランド人	一〇〇、三三二	〇・五%
ユダヤ人	二〇四、七七九	二%
その他	六〇、八七六	
合計	一四、七二九、五三六	
チェッコ人・スロヴァキア人を除いた少数民族		三六%

かくのごとき複雑な民族構成を持つてゐるチェッコ・スロヴァキア共和国は、少数民族の取扱について、ポーランドが國際聯盟と締結したと同じ條約を持つてゐた。即ち國內的民族自決權の附與すべきであつた。しかし、かかる複合民種國家として、この問題は、國家形成の最初から問題であり、大統領マサリックは、チェッコ・スロヴァキアの最大問題は、民族問題であるといつた位である。

チェッコ・スロヴァキアにおいては、その國家成立の歴史上、チェッコ人が最も有力な民種であり、スロヴァキア人が、これに次いでゐた。従つて、少数民族としてのドイツ人は、その國語において、その教育において、その官吏任用において、差別待遇を受けてゐた。

ドイツ人は、ドイツの東南方國境に接してゐる地域に集團的に居住してゐるのであるが、チェッコ政府は、このドイツ語圏を破壊しようとする政策を採用して、少数民族としてのドイツの權利に對する侵害は、尋常茶飯事とされてゐた。例へば、チェッコ・スロヴァキアの建國以來、二九四のドイツ小學校と三〇〇〇のドイツ小學校の學級が廢され、一九二九年までに、一〇六〇のチェッコ小學校と一八五の中學とが、ズデーテン地方に名目的な少数民族學校として建設されてゐる。更らに、農業立法においても、ドイツ人に不利にして、チェッコ人に有利なものが行はれ、それによつて、受けたドイツ人の損害は約五十億チェッコ・クrownに上るとされてゐる。殊に一九三二年にチェッコ・スロヴァキアを襲つた恐慌は、工業に従事してゐるドイツ人に最も深い打撃を與へた。しかるに、チェッコ政府の恐慌對策は、その失業・産業・金融政策において、チェッコ人に厚く、ドイツ人に薄かつたので、ドイツ

ツ人の政府に對する反感は、一層激化されたのであつた。

この機會において活動したものは、コンラット・ヘンラインの導きゐるズデーテン・ドイツ人黨である。この黨は一九三五年の總選舉には、ドイツ人投票の六〇%を獲得した。一九三八年三月十三日の獨逸合邦によつて、更らに氣勢を揚げ、四月二十四日カールスバートに黨大會を開催して、チェッコ政府の不當處置を非難し、チェッコ政府が、もしドイツ民族と親善關係を維持しようとするならば、次の三つの點は、不可缺の條件とした。

- 一 誤れるチェッコ國の歴史的傳説の是正
- 二 チェッコ國民の使命が、いはゆるドイツの東方政策に對するスラヴの防壁なりとする不幸な觀念の是正
- 三 ドイツ民族を敵視せる從來の外交政策の是正
これらを実現するためには、次の八項目を要求する必要があるとしてゐる。
- 一 ドイツ民族とチェッコ民族との同權平等
- 二 平等權許與に當りズデーテン・ドイツ民族の團體を法人として承認すること
- 三 ドイツ民族定住地域の確立および承認
- 四 ドイツ民族定住地域における自治の設定
- 五 右定住地以外における人民に對する法的保護規定の制定
- 六 一九一八年以來ズデーテン・ドイツ民族に加へた不法の撤去および右不法により蒙りたる損害の賠償

七 ドイツ民族定住地域におけるドイツ官公吏の主義の承認および實現

八 ドイツ民族主義およびドイツ的世界觀を信奉することについての完全なる自由

ズデーテン・ドイツ人黨は、この要求を最少限度のものであるとした。このとき以來、チェッコ國內におけるドイツ人とチェッコ人との衝突は激化して、殺傷事件をさへ生むにいたつてゐる。一九三八年五月二十一日ベネシュ大統領はラヂオによつて、事態の急迫を國民に告げ、その自重を要請したが、その際少數民族問題について、次のやうに述べてゐる。

「チェッコ政府は、少數民族問題解決のためチェッコ國內のあらゆる市民々族の平等權を確保する重要立法を考慮中である。即ち政府は同立法によりこれらの民族の數、力並に要求に應ずる經濟的文化的生活を保障し、以て彼等がその民族的特性を保持、發展させるとともに、彼等自らをして、眞に平等的地位を確保してゐるとの自覺を持たしめたいと思ふ。政府は、この目的を達成するため、目下具體的提案を考慮中で、近く全民族・全政黨の代表者を招致して問題の徹底的檢討を遂げることとならう。かくて各方面の意向を聴取した後、政府は解決案を議會に提出して、その承認を求め意向である。予は少數民族問題に關する政府の解決試案は、チェッコスロヴァキアの英佛兩國との密接な提携と相俟つて、歐洲平和に寄與するところが決して少くないと確信する……」

この聲明は、最早遅かつた。その以後においては、ドイツとチェッコ國境における諸事件が續出する有様であつた。イギリス政府は、ランシマン卿を、この問題の斡旋の使命を帯びしめて、チェッコに送つた。他方ズデーテン・

ドイツ人黨は、八月十七日にいたつて、カールスバートの要求を具體化して、十四ヶ條の廣汎な自治要求を掲げ來つたのである。この要求は、ドイツ人の獨立を求むに均しいもので、ドイツ人の運動の激化を知るべきである。

チェッコの少数民族問題の激化は、國際問題として處理せられ、チェッコ政府を中心として、英佛對ドイツの問題となつた。一九三八年九月二十九日のミュンヘン協定は、チェッコの讓歩によつて、ズデーテン地方は、ドイツに併合せられ、英佛伊は、これを承認することとなつた。これより先、ヒットラーは、九月二十六日スポーツ・パラストの國民大會席上において、ベネシユの態度を攻撃したが、ズデーテンの要求に論及し、「ドイツはズデーテン地方の併合を最後とし、ヨーロッパにおいては、もはや領土的野心を持たない」と宣言した。當時の英佛は、恐らくその言葉を信じたのであらう。ミュンヘン協定の成立した所以である。

しかるに、ヒットラーは、更らに半年後チェッコを保護領とし、更らに半年、ポーランド問題の處理にかかつた。ポーランドは、イギリスの援助條約を信じて、その武力によつて抵抗して、ドイツのために攻略された。そして、英佛對ドイツの開戦となつたのである。

ポーランドにおけるドイツ少数民族の存在は、次の人口の民族構成に示されてゐる。

ポール人		
ウクライナ人	四、五〇〇、〇〇〇	一五・二%
ユダヤ人	二、五〇〇、〇〇〇	八・四四%

ドイツ人	一、〇六〇、〇〇〇	三・五八%
白 露 人	一、〇〇〇、〇〇〇	三・三八%
ロシヤ人	二〇〇、〇〇〇	〇・六七%
リシアニア人	一〇〇、〇〇〇	〇・三三%
チェッコ人	三〇、〇〇〇	〇・一%
少数民族合計	九、三九〇、〇〇〇	三二・七二%
全 人 口	三〇、三〇〇、〇〇〇	

ポーランドにおけるドイツ人は、人口の三・五八%であるから、數量の上からいへば、大した問題ではない。ただポーランドの領土的構成が、いはゆるポーランド廻廊によつて、東プロイセンを兩分してゐて、ドイツには甚だしく不利益となつてゐるので、その解決が急がれたのであつた。

ドイツ人は、この廻廊地方、ポーゼン地方に居住し、集團な場合がある。それを人々は、「ドイツ語の島」と呼んでゐる。この島を消滅せしめんとするのが、ポーランドの政策であつて、非ドイツ化政策と呼び、主として、言語・學校問題として、紛争を重ねて來た。勿論經濟的には、土地所有に對するポーレ人側の優先的利益が問題となつてゐた。

ただ、ポーランドは、元來ユダヤ人の巢窟であり、その問題は、舊來から問題化してゐたものである。これらの

地域に居住するユダヤ人は、いはゆる東方ユダヤ人として素質の悪いものが多く、排斥的となつてゐる。そのために、ドイツ人の少數民族としての問題は存在してはゐるが、それがチェッコにおけるやうに激化してゐない状態にあつたといふべきであらう。

青果市場の一研究

—商業調査報告の一齣—

岩 田 仞

目 次

第一節 青果物の商品化と卸賣市場

第二節 市場機構と青果物卸賣價格

青果物配給機構を特色づけるものは、青果物の配給機能と評價機能とが、市場に於て行はれると云ふ事である。青果物は一方に於てその自然的並びに社會的條件に依り多數の獨立小生産者に依つて栽培せられ、他方に於てその消費者は都會に散在する。その結果、配給機構は廣汎な蒐集組織と分散組織とを併有する事になる。然も青果物は腐敗性に富み新鮮なる事を必要とし、迅速なる配給が行はなければならない。従つてその蒐集並びに分散を結合するに市場と云ふ形態を採る。かくて青果市場が青果物配給機構の中樞をなすものである。以下青果市場を中